

## 嘉麻市新しい生活様式対応費助成金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、「新しい生活様式」に対応した取組を行った事業者に対し、感染症拡大を防止するために要する消耗品・備品・機械装置等の購入、店舗の改修を行った場合に助成金の支給およびステッカーを配布します。（※ただし、嘉麻市医療機関等緊急環境整備交付金の対象事業者については対象になりません。）

### ■対象事業者

- ①嘉麻市内で事業を営む法人または個人事業者（市外に本社を置く法人・市外に住所を有する個人事業者を含む）で、市内で事業を継続する意思を有する事業者
- ②嘉麻市内に事業所又は店舗等を有していること
- ③嘉麻市内において事業活動の実態があり、取組を行った事業者

### ■ステッカーの掲示

取組を行った事業者は、交付されたステッカーを事業所（店舗）に掲示を行い、利用者が安心して消費活動ができるように努めること。

### ■支給額

- 1事業者3万円～10万円（上限10万円、千円未満切り捨て）※領収書等にて確認  
※申請については、1事業者につき1回限りとなります。

### ■対象経費等

「新しい生活様式」に対応した取組に要する消耗品・備品・機械装置等購入費、資材購入費、店舗の改修費用等（※消費税は含みません）  
※「新しい生活様式」への取組を充実させるため、消耗品のみの購入での申請は不可  
※振込手数料などは対象外。原則、市内事業者を利用すること。

- 例) 消耗品…消毒液、飛沫防止シート、フェイスシールド、手袋等  
（※マスク、ウェットティッシュ、除菌スプレー等は事業用に供することが明らかでないため対象となりません。）  
備品…非接触型体温計、空気清浄機、サーキュレーター、扇風機、エアコン（ウイルス除去機能付）、パーテーション、自動手指消毒器等  
機械設置…オゾン発生機等、紫外線殺菌保管庫、消毒液生成装置、キャッシュレス機器、サーモグラフィ、サーマルカメラ等  
改修工事…客席の間仕切り板の設置、自動ドアの導入、非接触型自動水栓設置、レイアウト変更の工事費、換気扇の設置等  
その他…専門業者による消毒作業費

### ■補助対象期間

- ・令和2年4月1日～令和3年2月28日までに納品・請求・支払行為の事業が完了したもの  
※消耗品については令和2年10月1日以降の購入分を対象とします。

裏面に続く

## ■提出書類

- ①嘉麻市新しい生活様式対応費助成金交付申請書（様式第1号）
- ②事務所（店舗）の外観・内観の写真。
- ③取組み内容内訳書（様式第2号）
- ④取組に要した経費の領収書又はレシート等（コピー可）  
※領収書やレシートは明細がわかるもの。「〇〇一式」「お品代」など領収書に明細の記載が無い場合は、請求書の写しや見積書の写しなど明細が記載されている書類も一緒に提出をお願いします。
- ⑤取組み内容が確認できる写真  
※購入又は設置したもの等の写真（消耗品も含む）
- ⑥取組み内容チェックリスト兼ステッカー交付申請書（様式第3号）
- ⑦新しい生活様式対応費助成金交付請求書（様式第7号）
- ⑧請求者の振込口座の通帳の写し
- ⑨新しい生活様式対応費助成金交付申請に係る誓約書（様式第4号）
- ⑩登記事項証明書の写し（※法人のみ）
- ⑪開業届出書又は営業許可証等の写し（※個人事業主のみ）  
※市内で事業を営んでいることを証明する書類
- ⑫本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード等）（※個人事業主のみ）
- ⑬その他市長が必要と認める書類

※嘉麻市中小企業等緊急支援給付金の給付を受けた事業者については、

- ⑧請求者の振込口座の通帳の写し、⑩登記事項証明書の写し、⑪開業届出書等の写し
- ⑫本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード等）の提出を省略できます。

## ■申請書受付期間

令和2年10月1日（木）から令和3年3月15日（月）（当日消印有効）

8時半～17時土・日・祝日及び年末・年始を除く。

## ■申請方法

※感染拡大防止のため、郵送にて申請をお願いいたします。

（※封筒に「新しい生活様式助成金申請書在中」と記入してください。）

申請書類は嘉麻市ホームページからダウンロードできます。

また、嘉麻市役所産業振興課の窓口、各支所の窓口、嘉麻商工会議所、嘉麻市商工会各支所にて配布しています。

○お問い合わせ及び申請書の提出先

嘉麻市役所 産業振興課 商工係

〒820-0292 嘉麻市岩崎 1180 番地 1

電話 0948-42-7450（直通）